

平成30年10月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成30年10月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成30年10月25日(木)午後1時30分から午後2時9分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	花野 隆雄	会長代理 :	2 番 :	水澤 正明
委 員 :	3 番 :	忠 貞夫	委 員 :	4 番 :	榎本 太
委 員 :	5 番 :	森田 謙	委 員 :	6 番 :	田村 信秀
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	緒形 文一
委 員 :	9 番 :	馬場 勝	委 員 :	10 番 :	西奈美 公平
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	松村 智
委 員 :	13 番 :	今井 輝子	委 員 :	14 番 :	阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中 条 :	志村 政美	委 員 :	中 条 :	佐藤 隆
委 員 :	乙 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	安城 守英
委 員 :	築 地 :	白塚 幸二	委 員 :	築 地 :	小熊 威
委 員 :	黒 川 :	今井 明	委 員 :	黒 川 :	小野 金一

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

第5号議案 胎内市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第6号議案 胎内市農業委員会事務局設置規則の一部改正について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：佐藤秀雄、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 30 年 10 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、3 番忠貞夫委員、6 番田村信秀委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、9 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>10 月 4 日、苔実地区の農地あっせん審査会を市役所 2 階会議室で開催し、川上委員、小熊委員に出席していただきました。</p> <p>10 月 5 日、八幡地区の農地あっせん審査会を市役所 2 階会議室で開催し、森田委員、安城委員に出席していただきました。</p> <p>10 月 5 日、胎内市褒賞審査委員会が市役所 3 階会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>10 月 9 日、午前には、にいがた女性農業委員の会第 4 回役員会が新潟市の ANA ホテルで開催され、南波委員が出席してございます。</p> <p>同日の午後からは、農業者年金加入推進特別研修会が同ホテルで開催され、南波委員と今井委員が出席してございます。</p> <p>10 月 15 日、第 31 回常設審議委員会が JA 新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>10 月 18 日、10 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、1 班の委員の皆様は案件を審査していただきました。</p> <p>10 月 18 日 19 日には、北信越ブロック女性農業委員研修会が富山県高岡市で開催され、南波委員と今井委員が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案は、経営の拡大のための売買が 2 件、譲渡人からの要望による贈与が 1 件の計 3 件であります。</p> <p>1 番の案件は、経営の拡大のため、中村浜地内の畑を売買するもので、売買価格は 10 a 当たり〇〇円、総額で約〇〇円と安価ではありますが、傾斜地であり条件が悪いこと、また、一刻も早く売りたいとの要望等により、両者合意の価格となっております。</p>

	<p>ります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人は相続により申請地を取得したものの、県外に在住しており、耕作・管理等ができないため、財産を処分したいとの要望があり、このたび桃崎浜地内の田を親戚である譲受人へ売り渡しするもので、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>3番の案件は、苔実地内の田について、譲渡人の要望により親戚である譲受人へ贈与するものであります。</p> <p>第1号議案につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、10番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る10月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員4名及び事務局2名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、経営の拡大等による売買が2件、譲渡人からの要望による贈与が1件の計3件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では、許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。 議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、住宅建築のための転用が1件、資材置場のための転用が1件、建売住宅建築のための転用が1件の計3件であります。</p> <p>1番の案件は、第3種農地にある築地地内の休耕田を親から贈与を受け、住宅を建築するための転用であり、建築面積は86㎡であります。</p> <p>2番の案件は、都市計画用途地域内にある西本町地内の畑を親戚から借り受け、譲受人が営む造園業に伴う資材置場として利用するための転用であり、所要面積は163㎡であります。</p> <p>3番の案件は、西本町から柴橋へ向かう中条・紫雲寺線に隣接する田において、建売住宅を建築するための転用であり、全部で28棟建築するものであります。</p> <p>建築面積は、小さいもので53.70㎡、一番大きいもので78.97㎡と6種類の住宅をそれぞれ4～5棟建築する計画となっております。</p> <p>売買価格は、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>第2号議案は、いずれの案件も書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしており、事前着工もありませんでした。</p> <p>3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、10番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、住宅建築のための転用が1件、資材置場のための転用が1件、建売住宅建築のための転用が1件の計3件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、1番2番については、特に問題が無いとし、3番については、転用事業者から計画の概要説明を受けたのち、現地に同行していただき、確認等を行いました。事前着工もありませんでした。</p> <p>第2号議案について、事前審査会ではすべて許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案の1番2番については、県農業会議に諮問せず許可し、3番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p>

	<p>ます。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> <p>議長 賛成多数と認めます。 よって、第2号議案の1番2番については、県農業会議に諮問せずに許可し、3番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。 次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 この第3号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の所有権移転について、ご説明いたします。 議案書4ページをお願いします。 第3号議案の所有権移転は、3件であります。 1番の案件は、八幡地内の田畑について、譲渡人は相続により農地を取得しましたが、長年県外に在住しており耕作も出来ず、今後も予定がないこと等の理由により売り渡しの申し出があり、この度、近隣を耕作する方と売買することになったものであります。 譲受人は、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん台帳に登録されている認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。 売買価格につきましては、田の一部が未整備地であること、また畑においては小面積のものが点在しており、残しても管理されないままとなるおそれがあること等を考慮し、対価は田のみの価格であり、総額で〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。 2番の案件は、譲渡人は相続により農地を取得したものの、農業経営はしておらず、近隣を耕作する方へ作業の委託等をしておりましたが、このたび、すべての田について、売り渡しを希望されたものであります。 譲受人は、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん台帳に登録されている認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。 売買価格につきましては、総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。 3番の案件は、2番と同様に相続により農地を取得し、作業の委託等をしており、このたび、すべての田について、売り渡しを希望されたものであります。 譲受人は、2番と同一人であり、更なる経営の拡大が期待できます。 売買価格につきましては、総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。 第3号議案の所有権移転は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の所有権移転の1番のあっせん審査結果について、5番森田謙あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>第3号議案、胎内市農用地利用集積計画についての所有権移転の1番につきまして</p>

	<p>ご報告いたします。</p> <p>去る10月5日、農業委員会会議室において、あっせん委員2名と、売り手、買い手、事務局2名にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、兵庫県在住で相続により当該農地を取得したが、管理していくことも出来ないため、近隣を耕作している買い手に購入していただきたいとのことでした。</p> <p>買い手は、近隣農地を耕作しており、あっせん台帳にも登録されています。</p> <p>耕作面積及び経営状況等も問題ありません。田については整備済みと未整備地があり、畑については小さい面積のものが点在しており、残っても管理されないままとなるおそれもあるため、一括での売買となりました。</p> <p>以上のことを考慮し売買価格は田のみの価格となっておりますが、両者合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案の所有権移転の2番と3番のあっせん審査結果について、11番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>第3番号議案の所有権移転の2番と3番についてご報告いたします。</p> <p>去る10月4日、農業委員会会議室において、あっせん委員2名と、売り手、買い手、事務局2名にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手につきましては、2番は相続により農地を取得してからは農業を自らはしておらず、現在受委託により耕作している買い手に申請地を売りたいとのことでした。</p> <p>3番も同じく相続により農地を取得したが、自らは耕作しておらず2番同様、受委託により現在耕作している買い手に売りたいとのことでした。</p> <p>買い手につきましては、認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、申請地を受委託により耕作しているほか、近隣農地も耕作しており効率的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格につきましても、両者合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案の所有権移転の事前審査結果について、10番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転につきましては、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行いま</p>

	<p>す。 ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の所有権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認めます。 よって、第3号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。 次に、第3号議案の利用権設定を議題といたします。 この第3号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関する案件がありますので、分けて審議いたします。 初めに第3号議案の1番から17番を審議いたします。 事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第3号議案の利用権設定の1番から17番について、ご説明いたします。 議案書5ページをお願いします。 第3号議案の利用権設定の1番から17番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが11件、経営移譲のため使用賃借権を新規に設定するものが2件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが1件、再設定するものが3件であります。 1番から6番は、中間管理事業により10年間から15年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、1番2番及び4番から6番が20,000円、3番が21,000円であります。 議案書6ページをお願いします。 7番から11番は、中間管理事業により10年間から15年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、7番が20,000円、8番が21,000円、9番から11番が16,000円であります。 議案書7ページをお願いします。 12番及び13番は、経営移譲のため父及び長男から次男へそれぞれ10年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。 14番から17番は、労力不足により認定農業者等に5年間から20年間の賃借権を新規又は再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、14番17番がコシヒカリでそれぞれ30kg、80kg、15番と16番は、それぞれ10,000円、18,000円であります。 第3号議案の利用権設定の1番から17番は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 17 番の事前審査結果について、10 番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 17 番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが 11 件、経営移譲のため使用賃借権を新規に設定するものが 2 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 1 件、再設定するものが 3 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、いずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 17 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 17 番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 17 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権設定の 18 番から 21 番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の利用権設定の 18 番から 21 番をご説明いたします。</p> <p>議案書 8 ページをお願いします。</p> <p>18 番から 20 番は、労力不足により 10 年間の賃借権を新規設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、20,000 円であります。</p> <p>21 番は、労力不足により 10 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。</p>

	<p>第3号議案の利用権設定の18番から21番は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の18番から21番の事前審査結果について、10番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の18番から21番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが3件、使用賃借権を新規に設定するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、いずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の18番から21番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の18番から21番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>初めに、個々の説明の前に「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」の内容について、ご説明させていただきます。</p> <p>農地法第2条第1項では「農地の定義」が定められており、農地とは「耕作の目</p>

	<p>的に供される土地」となっております。</p> <p>農地法で定める農地に該当するか否かの判断基準については、「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」、また「それ以外の場合であっても、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる場合」などが農地に該当しない例として、国から示されております。</p> <p>この基準に従い、耕作放棄等により現況が山林又は原野化されるなど、農地に復元し再利用することが困難な農地については、現地調査などの所定の手続きを経たうえで、農業委員会が非農地として判断・決定することが出来るとされております。</p> <p>なお、農地に該当しない旨の議決をいただいた際には、所有者にその旨を通知するとともに、農地基本台帳で管理している、農地から除外されることとなります。</p> <p>それでは、案件をご説明させていただきます。</p> <p>1番及び2番の案件は、以前の農地パトロールにより、耕作放棄地のB分類と判定された、宮久及び近江新地内の農地であり、現況はいずれも原野化しているため、農地への復元は困難であると考えられ、農地法の対象となる農地ではないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>第4号議案につきましては、いずれの案件も農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の事前審査結果について、10番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」は、全部で2件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、いずれの案件についても原野化し、農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会では「非農地」として判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>ご質疑ないので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案については、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。</p>

	(農業委員：挙手)
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>第5号議案は、今後、農地転用することを前提に、農業振興地域整備計画の変更をするものであり、農用地区域から除外するものが2件、農業用施設用地へ用途変更するものが1件の計3件について、意見を求められているものであります。</p> <p>1番の案件は、転用予定者が営む自動車解体業等において、既存作業施設の増設に伴い、近江新地内の田を農用地区域から除外するものであります。</p> <p>申請地は、水路及び転用予定者の土地に囲まれた農地であり、近隣の農地に支障を及ぼすおそれは無いと思われます。</p> <p>2番の案件は、転用予定者の住宅の増改築等に伴い、生活用の通路として利用するため、坂井地内の田を農用地区域から除外するものであります。</p> <p>申請地は、面積も小さいことから、近隣の農地に支障を及ぼすおそれは無いと思われます。</p> <p>3番の案件は、転用予定者が営む養豚業において、近隣集落等から家畜臭等に伴い移転要望等があること、また、既存建物が老朽化していることなどの理由により、集落から少し離れた場所に移転するため、笹口浜地内の畑を農業用施設用地へ変更するものであります。</p> <p>申請地は、農用地区域内の外縁部に位置しており、農用地区域外の山林等に囲まれていることから、付近の農地・農作物に被害を与えるおそれは無いと思われます。</p> <p>第5号議案は、いずれの案件も周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれはないものと思われますので、農用地区域からの除外又は農業用施設用地へ用途を変更しても、特に支障はないと考えられます。</p> <p>11ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案の事前審査結果について、10番西奈美公平事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第5号議案は、建物の増改築等に伴い、農用地区域から除外するものが2件、建物の移転等に伴い、農業用施設用地へ用途変更するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。いずれの案件も近隣の土地所有者等からの同意が得られており、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれはな</p>

	<p>いものと思われますことから、事前審査会では「特に支障なし」との意見を付すことといたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第5号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第5号議案については、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。</p> <p>次に、第6号議案「胎内市農業委員会事務局設置規則の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第6号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書12ページをお願いします。</p> <p>第6号議案の農業委員会事務局設置規則の一部改正につきましては、事務決済の手續きのなかで、決定権を持つ人だけの考えで決めることが出来る「専決事項」に関することについて、このたび市長部局での改正がありましたので、それに合わせ会長の専決事項等の改正をするものであります。</p> <p>主な改正内容といたしましては、事務局長の時間外勤務の命令、週休日の振替・代休等、また、事務局職員の休暇・休業等の承認・許可等についての改正となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第6号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>ご質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p>

議長	<p>これより採決をいたします。 第6号議案については、事務局説明のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p>(農業委員：挙手)</p> <p>賛成多数と認めます。 よって、第6号議案については、承認することに決定いたしました。 以上で日程第3の第1号議案から第6号議案までの審議を終了いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、平成30年10月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
----	---

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成30年10月25日

議 長

3 番

6 番
